**芸術文化活動応援事業実施要項**

**１　事業の背景、目的**

　　新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、芸術文化の公演等の活動及び美術作品の展覧会が中止や延期を余儀なくされてきている。また、今般、イベント等の開催制限の緩和方針が示されているものの、感染防止に配慮した開催方法が求められている。

　　このため、イベント主催者（芸術文化関係者・団体及び事業者）の負担は大きく、イベント開催そのものも自粛や縮小傾向が見受けられる。こうしたなかでイベント主催者の費用負担の軽減を図ることで、公演等の開催の促進と市民の芸術文化活動の継続を支援し、芸術文化の振興を図る必要がある。

**２　事業概要**

文化活動を応援するため、施設の指定管理者と連携のもと、「市有施設の利用にかかる基本的な考え方」及び「鳥取県新型コロナウイルス感染防止対策本部の方針」を遵守しながら芸術文化公演等及び美術作品の展覧会**（いずれも入場料を徴収しないもの）**を実施する際の対象施設の使用料の５０％相当額を減額し、減額により減少した使用料収入に対しては施設に補填します。

**３　事業内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　容 |
| 対象公演等 | 次に掲げる芸術文化活動の公演又は展示会  音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他芸術、メディア芸術（映画、漫画）、伝統芸能（雅楽、能楽、文学、歌舞伎など）、芸能（講談、落語、浪曲）など  ※無観客公演や動画撮影は対象外 |
| ①入場料を徴収しないもの  ②市民等に周知され、市民等の鑑賞又は参加の機会等が提供されていること。  ③宗教的又は政治的な宣伝、主張を目的とするものでないこと。  ④以下の事業に該当しないこと。  ・ワークショップ等、講座に類する事業  ・式典、会社説明会、学会等の講演会・集会に類する事業  ・大学、学校等のクラブ・サークル活動、学校教育に関する事業  ・国、地方公共団体等との共催事業であるもの。ただし、米子市秋の文化祭参加事業は除く。 |
| 対象施設 | 公会堂、文化ホール、淀江文化センター（各施設の大ホール等）  美術館（展示室） |
| 対象者 | 対象公演等を実施する主催者（個人・法人・その他の団体）。国・地方自治体等を除く。 |
| 実施期間 | 令和３年４月１日から令和３年１２月３１日まで |
| 実施方法 | ・対象者に対して施設使用料の５０％相当額を減額。  ・施設の指定管理者へ補助（イベント主催者に対し減額した額を補填） |

**４　対象となる施設使用料**

　（１）対象公演等にかかる対象施設の大ホール（ロビー・楽屋・リハーサル室等含む。）の使用料のほか器具使用料、冷暖房費。また、公演と同一施設で実施される公演に伴う前日練習（設営、音響照明リハーサル等）にかかる施設使用料

　（２）美術作品展示期間に係る米子市美術館展示室使用料（冷暖房費を含む。）

　（３）施設ごとで定める他の減免規定との併用はできません。

**５　申請方法**

（１）公演等の１週間前までに、利用する施設へ所定の申請書（減免申請書）を提出してください。

（２）市は、施設の指定管理者から報告をうけ、支援対象となる公演等であるか審査します。

（３）審査結果は、市から施設にお知らせし、施設から利用者へお伝えします。

**６　注意事項**

　　国の対処方針又は県若しくは市が新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として定めるガイドライン等の変更により、施設の利用方法やイベント等の開催の基準に変更が生じた場合は、支援内容の変更を行う場合がございます。

**７　お問合せ**

各対象施設に直接お問合せください。

・米子市公会堂　0859－22－3236

・米子市文化ホール　0859－35－4171

・米子市淀江文化センター　0859－39－4050

・米子市美術館　0859－34－2424

【担当】

米子市経済部文化観光局文化振興課　文化振興担当

〒683-0067　米子市東町161-2（市役所第2庁舎3階）

電　話：0859-23-5436

ファクシミリ：0859-23-5414